（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第三条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項ただし書中「第二十一条第六項」を「第二十二条第六項」に改め、同項第二十一号中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第二項第二十一号中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

附　則

この府令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

○内閣府令第六十二号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の規定に基づき、消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

（消費者契約法施行規則の一部改正）

第一条　消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第十五条第二項において」及び「次号及び同二項において」を「以下」に改める。

第八条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　差止請求関係業務を実施することとなる機関、部門その他の組織において当該組織が分掌することとなる事務に相当又は類似する活動をしていることを示す活動に係る議事録

第十二条第二項第二号中「第八条第二項第二号」を「第八条第二項第三号」に改め、同条第三項中「法第十四条第二項第七号の書類に記載した事項の変更のうち次に掲げるもの」を「次に掲げる事項の変更」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　法第十四条第二項第六号ロの書類に記載した事項

二　法第十四条第二項第七号の書類に記載した事項のうち次に掲げるもの

イ　適格消費者団体である法人の社員（個人に限る。）の数（その変更後の数が、法第十三条第一項の認定、法第十七条第二項の有効期間の更新若しくは法第十九条第三項若しくは法第二十条第三項の認可を受けたとき、法第十八条の規定による届出をしたとき又は法第三十一条第六項の規定による提出をしたときの社員（個人に限る。）の数のうち最近のものよりも十分の一以上増加し、又は減少した場合を除く。）

ロ　社員が法人その他の団体である場合におけるその構成員の数

第十四条中「第二十八条」を「第二十八条第二号」に改める。

第二十八条中「当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報の概要」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の二号を加える。

一　判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解に当たらない事案であって、当該差止請求に関する相手方との間の協議が調ったと認められるものの概要

二　当該判決、裁判外の和解又は前号の事案に関する改善措置情報の概要

第三十条第一項中「事項」の下に「（当該適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センターから次条第一項第一号ロに掲げる情報の提供を受けようとする場合にあっては、第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項。第八項及び第九項において同じ。）」を加え、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センターに対し、電子メールを送信する方法（当該送信を受けた独立行政法人国民生活センターが当該電子メールを出力することにより書面を作成することができるものに限る。）により、法第四十条第一項の規定による情報の提供を希望する旨及び第一項各号に掲げる事項を通知したときは、第一項の申請書が独立行政法人国民生活センターに提出されたものとみなす。

9　前項の場合において、当該適格消費者団体は、第一項各号に掲げる事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であって、独立行政法人国民生活センターの使用に係る電子計算機から認証できるものをいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

第三十一条第一項第一号を次のように改める。

一　独立行政法人国民生活センター　消費生活相談に関する情報であって、次に掲げる情報

イ　全国消費生活情報ネットワークシステム（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十二条第四項に規定する全国消費生活情報ネットワークシステムをいう。以下この項において同じ。）に蓄積された情報のうち、全国又は複数の都道府県を含む区域を単位とした情報（都道府県別の情報その他これに類する情報を除く。）

ロ　消費者の被害の実態を早期に把握するための基準に基づき、全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積された情報を利用して作成された統計その他の情報

第三十一条第一項第二号中「全国消費生活情報ネットワークシステム」を「全国消費生活情報ネットワーク・システム」に改める。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第七十条の内閣府令で定める軽微な変更は、法第六十六条第二項第六号ロの書類に記載した事項の変更とする。